

理 由 書



本地区は、JR はりま勝原駅から西南へ約 600m に位置し、南には、県道と久今宿線が通る交通至便な地区である。

県道と久今宿線沿道南側では、大型商業施設が立地し、周辺地域の沿道においても店舗、飲食店等が多数立地している。

一方、地区の北側では開発事業によって戸建住宅が立地しており、居住環境に配慮した土地利用を図る必要がある。

本地区では、周辺環境と調和した沿道土地利用を促進するため、本案のとおり都市計画の決定をするものである。